

仙台市地域防災計画の見直しのポイント

震災で得た多くの課題や教訓を踏まえて、市民一人ひとり、地域団体、NPO、企業、大学などのさまざまな主体と行政が連携・協働し、「100万市民の総合力による防災」を実現していくことを目指し、このたび仙台市地域防災計画の見直しを行いました。

津波に対する備えの充実

●市民への情報伝達体制の整備【市民・地域団体】

津波発生時に確実な避難行動につながるよう、津波情報伝達システムや緊急速報メールなどの様々な情報伝達手段を通じて、津波広報体制の多重化を図る。また「津波からの避難の手引き」(暫定版)については、津波避難施設の整備に合わせて見直しを行います。

●避難施設の整備【市】

津波から安全に避難できる施設を整備するため、津波工学等の有識者による検討委員会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた津波避難施設の整備計画(津波避難施設の整備に関する基本的考え方)を策定し、避難タワー等の津波避難施設について計画的に整備を行います。

●東部復興道路の整備【市】

防災集団移転事業等と一体となって、既存集落の安全性の向上や集団移転先確保、安全な経済活動等を可能とするため、拠点間を結ぶ主要な幹線道路である県道塩釜亘理線の道路について、津波たい積土砂等を活用しながら、かさ上げを行います。

●津波避難道路の整備【市】

主要施設や市街地を結ぶ地域の幹線道路について、津波が発生した際に住民や海岸施設利用者等の命を守るため、自動車等による避難に配慮した整備を行います。



市民一人ひとりによる減災

●適切な避難と災害情報の入手【市民・地域団体】

市民は、万が一の場合に備え「津波からの避難の手引き」などを活用し、非常時の避難場所や避難経路を日頃から確認しておくとともに、市の「杜の都防災メール」の受信登録をするなど、災害時に迅速かつ安全に避難できるよう、情報入手に備えることとします。(携帯電話の機種によっては緊急速報メールの受信ができます。)

●安否確認体制の整備【市民・地域団体】

災害用伝言ダイヤルなどの家族等との安否確認手段を普段から確認しておくよう努めます。



避難所運営

●避難所運営対策【市民・地域団体・市】

避難所の運営は、地域団体・避難者・市・施設管理者がそれぞれの役割を果たし、協働で行うものとします。また、市民センターやコミュニティ・センターは、地域との事前の調整を行った上、必要に応じて「発災直後から避難できる施設」として位置付けます。

●防災活動支援【市民・地域団体・市】

普段から災害時の役割分担等を意識し、地域コミュニティの力を高めながら「顔の見える関係づくり」に取り組みます。また、市が作成する避難所運営マニュアルを基に、各地域版のマニュアルを作成し、それぞれの地域の実情に応じた避難所運営ができるようにします。



災害時要援護者対策

●支援内容【地域団体・市】

要援護者の情報を把握して地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりを支えます。また、ライフラインや物流の途絶が長期化する場合、自宅から避難できない要援護者等に対して、定期的な安否確認や物資の供給などの支援を行います。

●実施主体【地域団体】

地域団体は、日頃から要援護者の所在や状況の把握に努め、災害時に的確な支援ができるよう備えるものとします。



帰宅困難者対策

●混乱防止【企業】

企業等は、事業所内の安全確保や、従業員が事業所に留まるための備蓄を行い、災害発生時には「緊急を要さない移動は控える」ことにより一斉帰宅を抑制するように努めます。

●「一時滞在場所」の確保【市】

ターミナル駅などの交通結節点周辺に、民間事業者などの協力の下、帰宅困難者を受け入れる「一時滞在場所」を確保します。

●「帰宅支援ステーション」整備の促進【市】

コンビニエンスストア等を活用するなどして、徒歩帰宅者に道路・災害情報やトイレ等を提供する「帰宅支援ステーション」の整備を促進します。

物資の備蓄と非常時の物資供給対策

●備蓄物資の拡充【市】

東日本大震災の最大避難者数約10万人の48時間分の食料・飲料水のほか、テント式プライベートルームや紙おむつなど、女性や高齢の方、乳児等に配慮した物資の配備を継続します。

●配送拠点の整備【市】

民間運送業者などのノウハウを活用し、救援物資を直接避難所等へ配送するシステムを構築します。

●備蓄の啓発【市】

市民の方には、1週間分の食料などの備蓄をお願いするほか、企業等は、事業所内の安全確保や、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。

